

## 令和3年度第1回

### 武蔵村山市行政改革推進委員会会議次第

日 時：令和3年9月14日（火）

場 所：書面開催

日 程	内 容
開 会	
報 告 事 項	行政改革推進委員会について
議 題 1	委員長及び副委員長の互選について
議 題 2	令和2年度末における第六次行政改革大綱の推進状況について
閉 会	



### 1 行政改革推進委員会の所掌事項等

武蔵村山市行政改革推進委員会（以下、「当委員会」という。）は、本市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るために設けられたものであり、所掌事務は行政改革大綱で掲げる各推進項目の実施状況について審議を行い、必要に応じて市長に対し助言や勧告等を行うものである。

（資料一覧1ページ「資料1武蔵村山市行政改革推進委員会条例」参照）

### 2 行政改革推進委員会の委員

当委員会は、5人の委員をもって組織されており、委員の任期は、委嘱日である令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となる。

（資料一覧2ページ「資料2武蔵村山市行政改革推進委員会委員名簿」参照）

### 3 行政改革推進委員会の会議の開催

当委員会の会議は、各年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回、年間で2回の開催を予定している。

### 4 行政改革推進委員会の会議の公開

本市では、市民等が参加される会議については、非公開情報に係る審議を除いて会議及び会議録の公開を行っており、当委員会の会議の公開については「武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」に基づき対応しているところである。

そのため、会議の傍聴の申込みがあった場合には、傍聴の許可を行うものである。

（資料一覧3ページから7ページ「資料3武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び「資料4武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領」参照）

## 議題 1 委員長及び副委員長の互選について

---

### 1 委員長及び副委員長の選出に関する条例上の規定

武蔵村山市行政改革推進委員会条例（平成10年武蔵村山市条例第16号）第4条第2項の規定により、委員長及び副委員長については、委員の互選により選任することとしている。

○武蔵村山市行政改革推進委員会条例 - 抄 -

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 2 委員長及び副委員長の選任

会議が書面開催となったため、事前に各委員から意見聴取した結果を踏まえ、前回の任期において委員長であった宮崎和雄委員を委員長に、同じく副委員長であった指田登美子委員を副委員長に選任することを提案する。

（選任案）

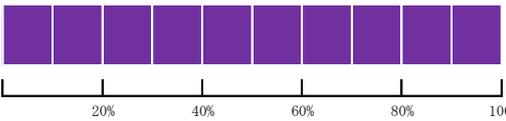
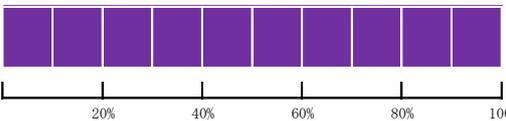
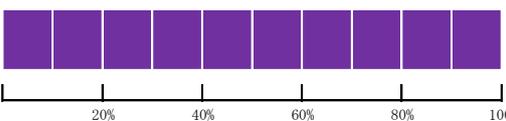
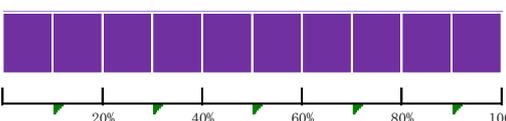
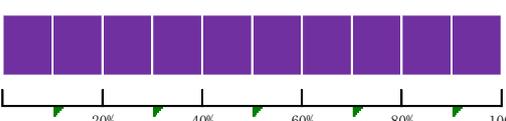
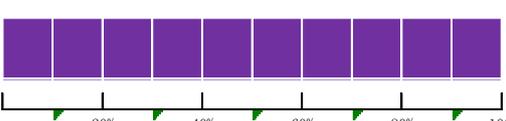
区 分	氏 名
委員長	宮崎 和雄
副委員長	指田 登美子

## 議題2 令和2年度末における第六次行政改革大綱の推進状況について

### 1 令和2年度行政改革推進事務事業（進行管理対象）の進捗状況

令和3年3月末日現在

■ =実績(進捗率)【第六次行政改革大綱推進項目番号】

事業名	区分 (年次計画)	開始年月日	進捗状況	備考
		完了年月日		
1 民間企業等との人事交流の実施	報告書提出	R2.4.1	進捗率100% 	【項番011】 ○検討・調整 ○検討結果報告書の作成
		R3.3.31		
2 基幹的地域包括支援センターの運営方法の検討	報告書提出	R2.4.1	進捗率100% 	【項番032】 ○方針検討・調整 ○検討結果報告書作成
		R3.3.31		
3 子どもの貧困対応プランの策定	策定	R2.4.1	進捗率100% 	【項番037】 ○委託業者の決定 ○策定委員会の開催 ○策定懇談会の開催 ○意見公募手続等 ○計画書策定・公表
		R2.7.31		
4 非常勤特別職の報酬等の見直し	見直し	R2.4.1	進捗率100% 	【項番071】 ○情報収集・整理 ○再検討 ○見直し
		R3.3.31		
5 事業系一般廃棄物等の処理手数料の見直し	見直し	R2.4.1	進捗率100% 	【項番082】 ○構成3市における料金検討 ○審議会諮問答申 ○条例改正
		R3.3.31		
6 施設保全計画の策定	策定	R2.4.1	進捗率100% 	【項番109】 ○施設評価の実施 ○計画内容の検討 ○施設保全計画策定
		R3.3.18		

## 2 令和2年度末における第六次行政改革大綱の推進状況

### (1) 推進状況調査の実施

ア 調査依頼：令和3年4月19日（月）

イ 回答期限：令和3年5月 7日（金）

ウ 推進項目：

#### 「第六次行政改革大綱推進計画《令和2年度》」推進項目数

行政改革の柱・推進体系	実施等	検討	－	合計
<b>【改革の柱①】</b>				
市民への高品質な行政サービスの提供 (市民への約束)	8	0	46	54
1 市民との情報共有	0	0	2	2
2 適正な事務の執行	4	0	11	15
3 行政サービスの見直し・充実	2	0	26	28
4 協働・共創のまちづくり	2	0	7	9
<b>【改革の柱②】</b>				
次世代への強固な行財政基盤の継承 (次世代への約束)	11	0	45	56
1 財政の健全化	9	0	15	24
2 受益と負担の適正化	1	0	4	5
3 事務事業・補助金等の整理合理化	0	0	22	22
4 市有財産の利活用、整理・統合	1	0	4	5
合 計	19	0	91	110

※「実施等」：年次計画に用いられる実施、達成、導入、制定、策定、作成、見直し、廃止、報告書提出の9つの表記をまとめたもの

「検討」：実施の要否や取組方法等について調査・研究を行うもの

「－」：年次計画に取組が記載されていないもの（令和元年度までに取組が終了しているもの等）

## (2) 推進状況調査の結果

### ア 調査結果の集計

(ア) 令和2年度末推進状況／実施状況別

	実施状況 (令和2年度末現在)					合計
	実施済	継続中	準備中	検討中	その他	
【改革の柱①】 (構成比)	44 (81.5%)	6 (11.1%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (7.4%)	54 (100.0%)
【改革の柱②】 (構成比)	43 (76.8%)	7 (12.5%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (10.7%)	56 (100.0%)
合計 (構成比)	87 (79.1%)	13 (11.8%)	0 (0%)	0 (0%)	10 (9.1%)	110 (100.0%)

※「継続中」：一部実施の内容を含む

実施割合 … 実施済87項目＋継続中13項目 = 合計100項目 (90.9%)

※令和2年度上半期比 + 4項目 (+3.7%)

(イ) 令和2年度末推進状況／実施水準別

	実施水準 (令和2年度末現在)				合計
	目標以上 ◎	ほぼ目標 どおり ○	目標以下 △	その他 -	
【改革の柱①】 (構成比)	4 (7.4%)	43 (79.6%)	3 (5.6%)	4 (7.4%)	54 (100.0%)
【改革の柱②】 (構成比)	8 (14.3%)	42 (75.0%)	0 (0%)	6 (10.7%)	56 (100.0%)
合計 (構成比)	12 (10.9%)	85 (77.3%)	3 (2.7%)	10 (9.1%)	110 (100.0%)

※「その他」：検討の結果、実施の見送り等を行ったもの

### イ 個別の推進状況

別添「令和2年度末 第六次行政改革大綱推進状況 (令和3年3月末現在)」のとおり。

### (3) 行政改革による財政的効果

第六次行政改革大綱の推進期間における財政的効果については、各種取組の結果、期間累計で約32億6千万円（歳入歳出合計）となった。

（単位：円）

	項番	推進内容	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	計
歳入	033	子ども家庭支援センターの運営方法の検討				19,873,007	21,869,088	41,742,095
	035	心身障害児通所訓練事業の法定事業への移行				2,771,578	3,673,289	6,444,867
	038	職員提案制度の見直し					9,402	9,402
	056	新財源確保策の実施				406,140	154,749	560,889
	057	ふるさと納税の利用方法等の見直し	6,689,568	4,667,442	6,884,636	10,403,769	12,417,151	41,062,566
	060	市税収納率の向上	110,288,000	301,397,000	257,285,000	424,136,000	477,615,000	1,570,721,000
	061	介護保険料収納率の向上	27,680,700	52,819,000	186,051,300	173,176,100	159,418,900	599,146,000
	063	給食費収納率の向上	951,357	▲ 5,943,400	▲ 9,091,543	▲ 41,930,206	▲ 52,764,013	▲ 108,777,805
	066	財政調整基金の残高確保					976,877,000	976,877,000
歳入計			145,609,625	352,940,042	441,129,393	588,836,388	1,599,270,566	3,127,786,014
歳出	005	選挙事務の効率化策の検討			▲ 69,020	239,441	105,072	275,493
	068	加除式例規集の在り方の検討			356,400	321,700	287,000	965,100
	070	滞納整理手当の見直し			786,600	810,000	798,000	2,394,600
	073	期末・勤勉手当の役職加算割合の見直し					4,602,075	4,602,075
	074	ジェネリック医薬品の使用率の向上		13,855,584	24,006,202	30,047,260	31,804,009	99,713,055
	077	社会福祉協議会への委託事業の見直し				1,000,000	1,000,000	2,000,000
	078	街路灯のLED化の検討			▲ 5,756,049	▲ 9,273,068	▲ 1,240,355	▲ 16,269,472
	090	敬老会の開催内容の見直し				2,693,445	4,014,000	6,707,445
	091	高齢者食事サービス事業の見直し	▲ 265,220	▲ 668,720	▲ 488,220	▲ 303,890	▲ 99,035	▲ 1,825,085
	092	在宅寝たきり高齢者等おむつ給付事業の見直し		▲ 383,819	302,629	1,621,028	2,025,940	3,565,778
	093	ホームヘルパー利用自己負担金助成事業の廃止			713,646	1,128,966	1,664,968	3,507,580
	095	福祉タクシー事業の支給対象者等の見直し	907,284	2,228,670	2,616,390	4,454,185	7,545,166	17,751,695
	097	ひとり親家庭入学準備金制度の廃止			1,205,000	1,205,000	1,205,000	3,615,000
	100	スポーツデー実施事業の廃止		256,000	256,000	256,000	256,000	1,024,000
101	農業関係補助金の在り方の検討			831,752	870,695	2,722,935	4,425,382	
102	教育関係補助金の在り方の検討			1,992,490	2,703,338	▲ 1,511,195	3,184,633	
歳出計			642,064	15,287,715	26,753,820	37,774,100	55,179,580	135,637,279
合計			146,251,689	368,227,757	467,883,213	626,610,488	1,654,450,146	3,263,423,293

# 資料一覧

資料名		頁
資料 1	武蔵村山市行政改革推進委員会条例	1
資料 2	武蔵村山市行政改革推進委員会委員名簿	2
資料 3	武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針	3
資料 4	武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領	7

○武蔵村山市行政改革推進委員会条例

〔平成 10 年 3 月 31 日〕  
条 例 第 1 6 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市における行政改革を推進し、もって開かれた簡素で効率的な市政運営を図るため、武蔵村山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の求めに応じ、武蔵村山市行政改革大綱の実施状況について審議し、必要があるときは、市長に対し、助言、勧告等を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員 5 人をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画財政部行政経営課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 8 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日条例第 7 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**資料 2**

## ○武蔵村山市行政改革推進委員会委員名簿

(五十音順 (敬称略))

氏 名	選 出 区 分	任 期	備 考
小 林 定 弘	識見を有する者	令和 3年 4月 1日から 令和 5年 3月 31日まで	新任
指 田 登美子	識見を有する者	令和 3年 4月 1日から 令和 5年 3月 31日まで	再任
佐 藤 幸 男	識見を有する者	令和 3年 4月 1日から 令和 5年 3月 31日まで	新任
比留間 多 一	識見を有する者	令和 3年 4月 1日から 令和 5年 3月 31日まで	再任
宮 崎 和 雄	識見を有する者	令和 3年 4月 1日から 令和 5年 3月 31日まで	再任

## ○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

(1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）

(2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）

(3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）

(経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第 1 1 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第 1 2 条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第 1 3 条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

○武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関する運営要領

〔平成 11 年 7 月 7 日〕  
委 員 会 決 定

改正：平成 19 年 8 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市行政改革推進委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第 3 条 議長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第 5 条 議長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 議長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が会議に諮って定める。